板橋区議会議員の費用弁償(一律4,000円)の廃止を求める陳情

陳情の要旨

板橋区議会議員が議会等に出席する際に支払われる費用弁償(一律4,00円)を廃止(0円)にしてください。

陳情の理由

板橋区議会議員には最低月額60万円の議員報酬のほか年2回の期末手当(いわゆるボーナス)と月額18万円の政務活動費が支払われています。それに加え議会等に出席するための交通費等の名目で毎回支払われる費用弁償は一律4,000円です。この費用弁償は実際に交通費がかからなくても(0円であっても)支払われています。この費用弁償は区民の税金によって賄われています。

費用弁償は「議員報酬の2重取り」ともいわれ、現在多くの自治体で費用弁 償は廃止になっています(例:東京都荒川区、杉並区、台東区、埼玉県和光市 など)。

このことから、板橋区も区民の税金を有効に活用するため、そして議員報酬の2重取りという現状を改善するため、という観点から費用弁償制度の廃止するべき、と考えたのが陳情の理由です。

提出年月日 平成26年8月30日

陳 情 者 氏名 紫垣 伸也

板橋区議会議長 茂野 善之 様